

甲第8号証の|

差止請求書

2021年（令和3年）9月6日

東京都江戸川区東葛西6-9-10 関栄ビル405

株式会社MOMOX

代表取締役 外谷 隆 様

東京都千代田区六番町15

主婦会館プラザエフ6階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

理事長 菅 波 瞳 子

連絡先（事務局）：倉岡

電話 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害

の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題の専門家により構成されている特定非営利活動法人であり、また消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。なお、本差止請求書は、配達証明付き内容証明郵便と特定記録郵便にて郵送いたします。

I. 請求の要旨

1. 貴社は、消費者との間で、会員契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと

記

(1) 英語試験ライティングセンター規約において、

ア 会員が会員資格を抹消された場合に返金は認めないとの意思表示

イ 退会時の返金は認めないとの意思表示

ウ 一度納入した金額は返金できないとの意思表示
エ 会員に発生した損害が貴社の重過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、貴社の損害賠償責任を当該会員が直接被った損害を上限とするとの意思表示
オ 会員に発生した損害が貴社の軽過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、貴社が損害賠償責任を負わないとの意思表示
カ 支払後のキャンセルを受け付けないとの意思表示

(2) 日本ライティングセンター規約において、
ア 貴社が会員との契約を解除した際に返金はないとの意思表示
イ 会員が会員資格を抹消された場合に返金は認めないとの意思表示
ウ 退会時の返金は認めないとの意思表示
エ 一度納入した金額は返金できないとの意思表示
オ 会員に発生した損害が貴社の重過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、貴社の損害賠償責任を当該会員が直接被った損害を上

限とするとの意思表示

カ 会員に発生した損害が貴社の軽過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、貴社が損害賠償責任を負わないとの意思表示
キ 支払後のキャンセルを受け付けないとの意思表示

2. 貴社は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること

3. 貴社は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること

をそれぞれ請求します。

II. 紛争の要点

1. 英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの会員契約における不返還条項が消費者契約法第9条1号に違反すること

(1) 英語試験ライティングセンターの会員契約においては入会金及び月額会費の支払いを前提とし

て、貴社が消費者との間で使用している英語試験ライティングセンター規約は、下記の通り定められています（以下の（1）～（3）の各条項をまとめて「本件不返還条項1」といいます。）。

記

ア 「資格を抹消された場合も返金は認めません。」

（規約6条3項）

イ 「なお退会時の返金は認められません。」

（規約7条なお書き）

ウ 「一度納入していただいた金額は返金できません。」（規約14条3項）

（2） 日本ライティングセンターの会員契約においては入会金及び月額会費の支払いを前提として、貴社が消費者との間で使用している日本ライティングセンター規約は、下記の通り定められています（以下の（1）～（4）の各条項をまとめて「本件不返還条項2」といいます。）。

ア 「弊社は、会員が本条の四にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、規約を含む弊社と会員との間の契約を解除

することができるものとします。その際の返金はないものとします。」（規約2条5項）

イ「資格を抹消された場合も返金は認めません。」
(規約6条3項)

ウ「なお退会時の返金は認められません。」
(規約7条なお書き)

エ「一度納入していただいた金額は返金できません。」（規約14条4項）

(3) ア 英語のライティングの添削サービスにかかる会員契約は、民法上の準委任契約または、これに類似する無名契約に該当します。そして、準委任契約について、準委任者（本件会員契約においては、会員）は原則として、いつでも任意に会員契約を解除することが認められます（民法656条、651条1項）。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性質上、会員がいつでも任意に会員契約を解除することが認められると解されます。そして、会員は消費者であることから、貴社と会員との間の契約については消費者契約法が適用となり

ます。

イ 消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めは、これらを合算した額について、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められています（消費者契約法第9条1号）。

ウ ところが、貴社が運営する英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの各規約には前述の通り、本件不返還条項1及び2があり、サービスの利用停止、解除、会員資格の抹消、退会の時期にかかわらず、一度納入した金銭については一切返還がない旨定められています。

これらの条項はいずれも当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めに該当するものと解されるところ、サービスの

利用停止、解除、会員資格の抹消、退会が契約直後である等、時期によっては貴社の損害がなく、支払われた金銭全額に相当するだけの損害が貴社に生じておらず、会員に返金すべき場合があります。

(4) そのため、本件不返還条項1及び2は、平均的損害を超えた損害賠償の額の予定または違約金の定めであり、消費者契約法第9条1号に抵触する不当条項と解されます。

2. 英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの会員契約における免責条項が消費者契約法第8条1項1号ないし同項4号に違反すること

(1) 貴社が、消費者との間で使用している英語試験ライティングセンター規約には、下記の通り定められています（以下の条項を「本件免責条項1」といいます。）。

記

「本利用規約又はその他の利用規約等が消費者契

約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、当該会員が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に重過失がある場合に限るものとします。」（規約13条8項）

(2) 貴社が、消費者との間で使用している日本ライディングセンター規約には、下記の通り定められています（以下の条項を「本件免責条項2」といいます。）。

記

「本利用規約又はその他の利用規約等が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないもの

とします。この場合において会員に発生した損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、当該会員が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に重過失がある場合に限るものとします。」（規約13条8項）

(3) アかかる両規定は、会員が消費者に該当する場合には貴社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されず、会員が直接被った損害を上限とする損害賠償責任を負う、ただし、責任を負うのは貴社に重過失が存する場合に限る旨の規定であると解されます。

また、当該規定からすれば、軽過失の場合は責任を負わない、すなわち全部免責を定めた旨の規定であると解されます。

イしかし、消費者契約法8条1項2号及び同項4号は、事業者の故意または重過失に基づく債務不履行あるいは消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により、消費者に生じた損害を賠償する

責任の一部を免除する条項は無効とすると規定しています。

また、消費者契約法8条1項1号及び同項3号は、事業者の債務不履行あるいは消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により、消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とすると規定している。

ウ 重過失による損害賠償責任の一部免除規定であること

貴社の債務不履行あるいは不法行為に起因して会員に損害が生じた場合、貴社は債務不履行あるいは不法行為と相当因果関係にある損害に付き損害賠償責任を負うことが原則です。

貴社貴社

そして、本件免責条項1及び2は、消費者契約の場合には全部免責条項の適用はないと規定しながら、重過失の場合に限り直接損害を上限として賠償する旨規定されており、貴社の重過失による債務不履行あるいは不法行為に基

づく損害賠償責任の一部を免除する規定となっています。

エ 軽過失による損害賠償責任の全部免除規定であること

また、貴社の重過失による債務不履行あるいは不法行為に基づく損害賠償責任の一部が免除されることからすれば、貴社の過失の程度が重過失とまではいえない通常の過失（いわゆる軽過失）の場合には損害賠償責任の全部を免除する規定となっているものと解される。

(4) そのため、本件免責条項1及び2は、消費者契約法8条1項1号ないし同項4号に抵触する不当条項と解されます。

3. 英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの会員契約における解約権制限条項が消費者契約法第10条に違反すること

(1) 貴社が、消費者との間で使用している英語試験ライティングセンター規約には、下記の通り定められています（以下の条項を「本件解約権制限条

項 1 」 と い い ま す。)。

記

「お支払い後のキャンセルはお受けできません。」

(規約 14 条 6 項)

(2) 貴社が、消費者との間で使用している日本ライディングセンター規約には、下記の通り定められています（以下の条項を「本件解約権制限条項 2」といいます。）。

記

「お支払い後のキャンセルはお受けできません。」

(規約 14 条 7 項)

(3) ア 消費者契約法 10 条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他の法令中の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（以下「第一要件」といいます），民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下

「第二要件」といいます)は、無効とする。」と規定しています。

イ 前述の通り、貴社と会員との間の会員契約は、民法上の準委任契約または、これに類似する無名契約に該当します。準委任契約について、準委任者(本件会員契約においては、会員)は原則として、いつでも任意に会員契約を解除することが認められます(民法656条、651条1項)。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性質上、会員がいつでも任意に会員契約を解除することが認められると解されます。

ウ 本件解約制限条項1及び2は、金銭支払後のキャンセルを認めない旨の規定です。

金銭支払後のキャンセルを認めないことは、消費者の中途解約権を制限するものといえることから第一要件を満たします。会員はキャンセルができないことにより、キャンセルにより返還を受けるはずであった金銭の返還を受けられなくなります。こうしたことからすれば、

本件解約制限条項1及び2は消費者の利益を一方的に害する規定であるといえ、第二要件を満たします。

(4) そのため、本件解約制限条項1及び2は、消費者契約法10条に抵触する不当条項と解されます。

3 結論

以上の理由により、当機構は、貴社に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求致します。

なお、本書は、消費者契約法第41条1項に基づく差止請求ですので、本書到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

III. 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

以上